

創薬支援ネットワーク協議会の開催について

平成 25 年 4 月 17 日
健康・医療戦略推進会議決定
平成 25 年 7 月 19 日
平成 26 年 10 月 27 日
平成 27 年 5 月 15 日
平成 27 年 7 月 14 日
平成 27 年 9 月 28 日
平成 29 年 3 月 31 日
平成 29 年 7 月 11 日
平成 30 年 5 月 23 日

一部改正

1. 国内の基礎研究から有望なものを選んで応用研究を実施し、企業による実用化につなげる「創薬支援ネットワーク」を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 関係機関の事務の緊密な連絡を図り、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の下に、関係府省、関係機関の職員及び有識者を構成員とする実務担当者会議を開催する。
4. 協議会の庶務は、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房 健康・医療戦略室において処理する。
5. その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。